

8 短期入所生活介護費

基本部分		身体を行動可能な状態を維持している場合	利用者の自立した行動を促すための支援が必要な場合	介護 看護 療養上の処置が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合	認知症が原因で介護サービスの利用が必要となる場合			
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(1) (従来型型)	療育費1	97.7	単位																	
			療育費2	97.5	単位																	
			療育費3	75.5	単位																	
			療育費4	97.0	単位																	
(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(1) (従来型型)	療育費1	92.7	単位																		
		療育費2	92.6	単位																		
		療育費3	75.5	単位																		
		療育費4	92.3	単位																		
ロ ユニオン型短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニオン型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニオン型短期入所生活介護費(1) (ユニット型標準)	療育費1	97.0	単位																	
			療育費2	97.2	単位																	
			療育費3	97.0	単位																	
			療育費4	97.3	単位																	
(2) 併設型ユニオン型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニオン型短期入所生活介護費(1) (ユニット型標準)	療育費1	95.4	単位																		
		療育費2	95.1	単位																		
		療育費3	92.4	単位																		
		療育費4	97.2	単位																		

イ 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を標準))		
ロ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(1)又は(2)を算定している場合 (1日につき 42単位を加算)	
	(2) 看護体制加算(2)又は(3)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)	
	(3) (1)と(2)いずれの看護体制加算も算定している場合 (1日につき 412単位を加算)	
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)	
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)	
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(1)ハ (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(1)ニ (1日につき 6単位を加算)	
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位数×83/1000)	所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位数×60/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき +所定単位数×39/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき +(3)×98/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(5) (1月につき +(3)×80/100)	
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき +所定単位数×27/1000)	所定単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき +所定単位数×20/1000)	
チ サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、認知症専門ケア加算、又は、支給調整費算定の対象外の算定加算		